

保全種及び保護地区選定の考え方(案)

1. 保全種選定の考え方(案)

保全種選定の考え方(案)を図 1 に示す。

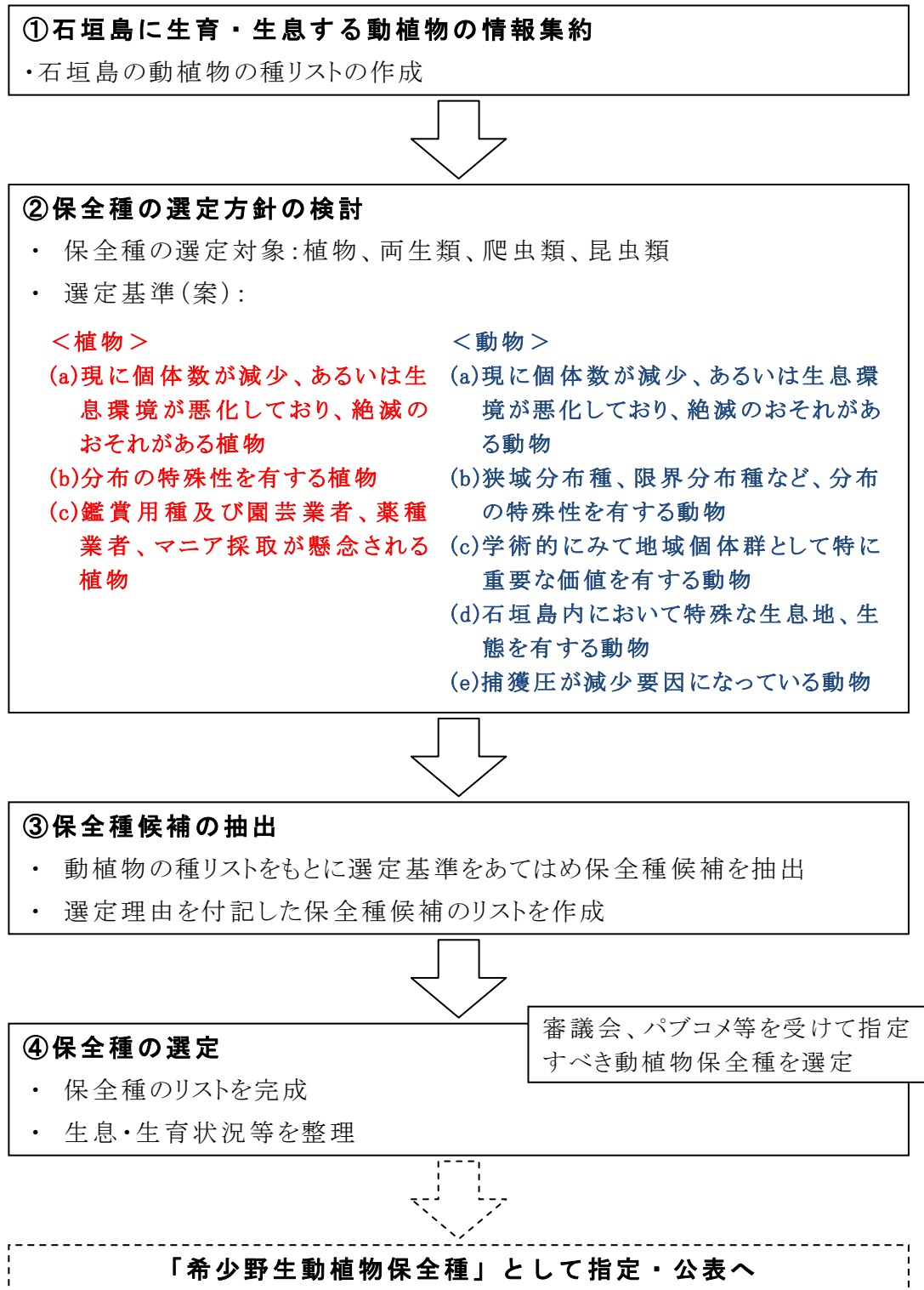


図 1 保全種選定の考え方(案)

1.1 石垣島に生育・生息する動植物の情報集約

石垣島に生育・生息する動植物の分布状況、生息状況、指定状況等の情報集約対象となる動植物に関する既存報告書や地方文献による種目録は、「石垣市自然環境保全基本方針策定(平成 26 年 3 月)」時に整理しており、その成果を活用する。

なお、必要に応じて最新の知見や追加すべき情報を加え、再整理を行うこととする。

1.2 保全種の選定方針の検討

保全種の選定方針の基本的な考え方として、国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領(平成 18 年 4 月、環境省)等を参考に、石垣島の特徴を踏まえながら選定基準を検討する。その際には必要に応じて有識者へのヒアリング結果も踏まえて検討を実施する。

(1) 植物

1) 植物保全種の選定範囲・対象

- ・ 今回検討における植物保全種の選定範囲は、「陸域」に生育する植物とし、海域の植物(海草など)は対象外とする。
- ・ 陸域に生育する植物のうち、原則として「シダ植物門以上の高等植物」を選定対象とする。

2) 植物保全種の選定基準(案)

(a) 現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある植物

環境省第 4 次レッドリスト(平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料第 4 次レッドリストの公表について)の絶滅危惧 I 類(CR+EN)及び絶滅危惧 II 類(VU)以上のものと改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(菌類編・植物編)-レッドデータおきなわ-(平成 18 年 3 月、沖縄県)で上記のランク(CR、EN、VU)相当のものに該当する種と絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号))に指定されている種を選定の参考とする。

(b) 分布の特殊性を有する植物

希少種で固有種、北限種、南限種を選定の参考とする。具体的には、既存文献資料(改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(菌類編・植物編)-レッドデータおきなわ-(平成 18 年 3 月、沖縄県)等)の中から、石垣島において①固有種、固有変種、②分布限界種(南限、北限)の記載があ

るものについて「固有種」、「固有変種」、「南限種・北限種」等を抽出する。

(c) 鑑賞用種及び園芸業者、薬種業者、マニアの採取が懸念される植物(専門家による採取の対象となる商品的価値の極めて高い植物)

既存資料と有識者へのヒアリングなどを参考に、専門化による採取の対象となる商品的価値の極めて高い植物を選定の参考とする。具体的には、改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(菌類編・植物編)-レッドデータおきなわ-(平成 18 年 3 月、沖縄県)や改訂レッドリスト付属説明資料(平成 22 年 3 月、環境省自然環境局野生生物課)を参考に、減少要因に採取圧が記載されているものを抽出する。なお、記載されていなくてもツツジの仲間やランの仲間は園芸業者及びマニアの採取圧が高いと考えられるため、これらの種は対象とする。

(2) 動物

1) 動物保全種の選定範囲・対象

- ・ 今回検討における動物保全種の選定範囲は、「陸域」に生息する動物を基本とし、海域・河川域の動物(魚類など)は対象外とする。
- ・ 陸域に生息する動物のうち、個体として識別が容易な大きさ及び形態を有し目視による識別が可能な動物である「両生類」、「爬虫類」、「昆虫」を選定対象とし、鳥獣保護法において全国で捕獲規制と生息地保全が実施されている哺乳類及び鳥類については、今回検討においては対象外とする。

2) 動物保全種の選定基準(案)

(a) 現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動物

環境省第 4 次レッドリスト(平成 24 年 8 月 28 日、環境省報道発表資料第 4 次レッドリストの公表について)の絶滅危惧 I 類(CR+EN)及び絶滅危惧 II 類(VU)、「当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある」動物として、同リストの準絶滅危惧(NT)及び絶滅のおそれのある地域個体群(LP)の中から原則的に選定する。ただし、石垣島の特性を考慮して、候補種の検討にあたっては絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)、文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)に基づく天然記念物、改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)-レッドデータおきなわ-(平成 17 年 9 月、沖縄県)の評価も参考とする。

(b) 狭域分布種、限界分布種など、分布の特殊性を有する動物

希少種で石垣島が主要な生息地となる種、北限種、南限種を選定の参

考とする。

(c) 学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物

「遺存固有種」、「新固有種」に該当する種を選定の参考にする。

(d) 石垣島内において特殊な生息地、生態を有する動物

石垣島の特徴として「亜熱帯の豊かな森(山々)が連なり、多くの河川がある地域」であることに注目し、特に壮齢林等の樹林環境もしくは渓流域を主要な生息地として利用している種を選定の参考とする。

(e) 捕獲圧が減少要因になっている動物

既存資料による希少種の商業取引の状況や流通状況、有識者へのヒアリング等を参考に、過去又は現在において、捕獲圧が主要な減少要因の一つとなっているものを対象とする。

(f) その他

既存資料や有識者へのヒアリング等を参考に、石垣島の生息環境の悪化状況や外来種による影響(捕食、生息地の競合)などを選定の参考とする。

1.3 保全種候補の抽出

動植物の種リストをもとに、前項の選定基準を当てはめ、保全種候補を抽出する。

その際、「現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動植物」であることを基本に、その他の選定基準の適合状況を総合的に勘案して保全種候補を抽出するものとする。

1.4 保全種の選定

保全種は、本審議会やパブリックコメント、有識者ヒアリングを踏まえ、その結果を適切にフィードバックしながら選定するものとする。

また、保全種リストを作成するとともに、生息・生育状況等も合わせて整理とりまとめるものとする。

2. 保護地区選定の考え方(案)

保護地区選定の考え方(案)を図 2 に示す。

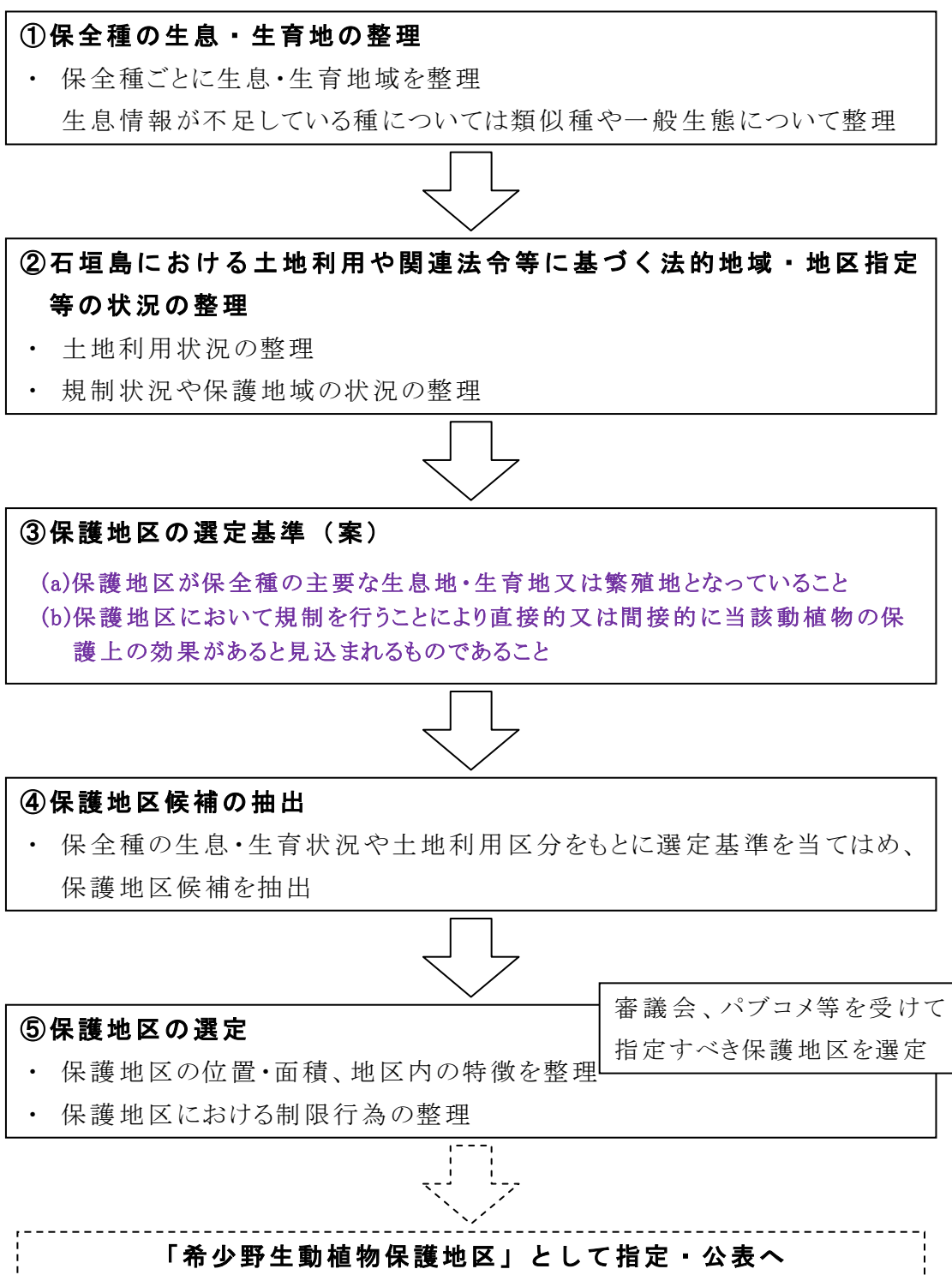


図 2 保護地区選定の考え方(案)

2.1 保全種の生息・生育地の整理

保全種の生息・生育状況を整理する。なお、生息・生育情報が不足している種については類似種や一般生態について整理検討する。

2.2 石垣島における土地利用や関連法令等に基づく法的地域・地区指定等の状況の整理

石垣島における地形、地質、土壌、植生、河川及び土地利用や土地利用規制現況、国立公園、鳥獣保護区、ラムサール条約湿地等の規制区域の状況を整理する。これらの基本的な情報については、「石垣市自然環境保全基本方針策定（平成 26 年 3 月）」時に整理しており、その成果を活用する。

なお、必要に応じて、最新の知見や追加すべき情報を加え、再整理を行うこととする。

2.3 保護地区の選定基準(案)

(a) 保護地区が保全種の主要な生息地・生育地又は繁殖地となっていること

絶滅のおそれが非常に高い動植物であって、保護地区がその主要な生息・生育地又は繁殖地であるものについては、保護地区において保全対策を講じることで種の保存施策にも寄与することができる。

(b) 保護地区において規制を行うことにより直接的又は間接的に当該動植物の保護上の効果があると見込まれるものであること

採取圧のある動植物の保護地区内での採取を規制することで採取圧の低減に直接的に効果があるもの、又は今後生じうる採取圧に対し規制を実施することで予防措置を講じるとともに、保護地区にすることにより地域社会における保護意識が向上し、当該動植物又はその生息・生育地への環境負荷が低減されるなどにより、間接的に保護上の効果があると見込まれる。

2.4 保護地区候補の抽出

保全種の生息・生育地や石垣島の土地利用状況（植生図など）をもとに、前項の選定基準を当てはめ、保護地区候補を抽出する。

その際、「現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動植物」であることを基本に、その他の選定基準の適合状況を総合的に勘案して保全種候補を抽出するものとする。

2.5 保護地区の選定

保護地区は、本審議会やパブリックコメント、有識者ヒアリングを踏まえ、その結果を適切にフィードバックしながら選定するものとする。

また、保護地区の位置・面積、地区内の特徴を整理するとともに、保護地区における制限行為についてもとりまとめるものとする。